

円仁将来目録の研究

—『日本国承和五年入唐求法目録』と『慈覚大師在唐送進録』の成立過程—

小 南 沙 月

はじめに

承和二年（八三五）、遣唐請益僧に任命された円仁は、第十七次遣唐使の一行と共に二度の渡海を経て承和五年（八三八）七月、揚州海陵県白潮鎮桑田郷東梁豊村（現・江蘇省南通県）に到着した。その後、揚州開元寺にて悉曇を学び、赤山を経て五台山を巡礼し、天台教迹の書写を終え長安へ赴いた。その途中、会昌の廃仏という困難を経験しながら承和十四年（八四七）九月に帰国を果たした円仁は、比叡山に未伝の天台典籍及び密教典籍のほかに念仏、悉曇学などを新たに將來し、次々と天台教団での宗教活動を展開するとともに最澄から受け継いだ教義を發展させ、台密が興隆する基礎を築いた。その元となった入唐求法の様子を、『入唐求法巡礼行記』（以下『行記』と省略）において克明に記録するとともに、求得の詳細な内訳を記した仏典目録を残している。それらはすなわち、『日本国承和五年入唐求法目録』^①、『慈覚大師在唐送進録』^②、『入唐新求聖教目録』^③である。（以下それぞれ『承和五年目録』、『在唐送進録』、『新求

目録』と省略)。『新求目録』の記載によると、約十年に及ぶ在唐中に求めた経論章疏類は、揚州において百二十八部百九十八卷、曼荼羅など二十二種、五台山では經典三十四部三十七卷、長安においては經典四百二十三部五百五十九卷、曼荼羅など二十一種、合計五百八十四部八百二卷⁴という膨大な量であり、それらの内訳を詳細に記した三目録は円仁の求法の成果を窺う上で不可欠な史料である。これら三種のうち、『承和五年目録』と『在唐送進録』は全体的に等しい内容を持つ一方、形態などにいくつかの相違点が見られる。本稿では、円仁の入唐の背景を追うべく先師である伝教大師最澄による日本天台宗が開宗された時期の状況を考察するとともに、『行記』⁵の記述に基づき二目録の作成過程を明らかにしたい。

一 円仁の入唐をめぐる

1 比叡山と先師最澄

二種の将来目録を考察する前に、円仁が入唐する契機となった背景を探る必要がある。円仁入唐の背景には、当時の比叡山が抱えていた問題が大きく関わっていた。それはすなわち、宗祖最澄の頃から継続していた課題であった。この点については千田孝明氏の論文⁶に詳しいが、本稿ではそれを踏まえて日本天台宗の成立過程及び比叡山の状況を概観する。天台宗の開宗に関して、『天台座主記』⁷には、

延暦四年乙丑七月中旬初登_レ叡山、結_レ草為_レ庵、生年十九、同七年戊辰初結_レ構堂、奉_レ安_レ置薬師仏像、号_二比叡山寺_一、後号_二一乘止観院_一、

とあり、延暦四年（七八五）、十九歳で比叡山に庵を結んだ後、延暦七年（七八八）に堂を構え、薬師仏を安置して比

叡山寺を建立したと述べており、これが日本天台宗の始まりとなる。次に、『叡山大師伝』⁽⁸⁾によりながら最澄の動向を見ていくと、延暦五年（七八六）、二十歳の年に東大寺で具足戒を受け比叡山における修行生活に入った後、華嚴宗の典籍が指南としていた天台教迹を開いた時の状況を次のように述べている。

於レ是大師随レ得、披レ覽起信論疏、并華嚴五教等一、猶尚三天台一、以爲三指南一、每レ見三此文一、不レ覺下レ涙、慨然無レ由レ披三閱天台教迹一、是時邂逅近值日遇知三天台法文所在一人上、因レ茲得レ写三取円頓止観、法華玄義、并法華文句疏、四教義、維摩疏等一、此是故大唐鑑真和上将来也、

華嚴宗の書物を披覧し、天台典籍の存在を知った最澄は偶然天台法門の所在を知る人物と会い、鑑真将来本である『円頓止観』『法華玄義』『法華文句疏』の天台三大部及び『天台四教義』、『維摩経疏』などを書写したという。「願文」に述べるように、自己を真剣に見つめ深い反省を行う青年最澄の心を動かしたのは、唐代に盛んであった三論・法相宗ではなく、陳隋に起こった旧仏教で実践を重んじる天台教学であった。また、円珍の『大毘盧遮那成道経義积目録縁起』⁽¹⁰⁾によると、最澄は西大寺得清大徳が唐より将来した『大日経義积』を書写しており、密教に対しても関心を抱いていたようである。その後、天台教学を広める決意をした最澄の入唐の契機となったのは、延暦二十一年（八〇二）九月七日、天台典籍を閲覧した桓武天皇が大学頭和気広世と最澄に天台教学を普及させる方法を協議させたことであった。⁽¹¹⁾ 天皇はその頃父光仁天皇の仏教政策を継承し、南都仏教取り締まりを行っていた時であり、奈良時代から平安時代へ転換する中で南都に対抗しうる、都を守るための新しい仏教を求めていた時に天台教学を見出したと思われる。これに対して、最澄は「請三入唐請益三表」⁽¹²⁾を上表している。

沙門最澄言、最澄早預三玄門一、幸遇三昌運一、希聞三至道一、遊三心法筵一、每恨法華深旨尚未三詳积一、幸求三得天台妙記一、披閱数年、字謬行脱、未レ顯三細趣一、若不レ受三師伝一、雖レ得三不信、誠願差三留学生、還学生各一人、令レ学三此円

宗一、師師相統、伝灯無_レ絶也、

これまで天台を学んできたものの、鑑真将来の天台典籍は誤字脱字があり、未だに細かい点が明らかではないため、直接師の教えが必要であるとして留学生と還学生一名ずつの派遣を求めた。なお、密教に関しては述べられておらず、あくまでも入唐の目的は天台教学の求法であったと思われる。これにより、唐へ留学生と還学生を派遣することが認められ、留学生に門下の円基と妙澄が選ばれたものの、その後天皇は最澄自らが赴くようにとの詔を下した¹⁴。次の遣唐使が帰国する際の便船で帰る留学生ならば長期の滞在となるため、すでに長年天台教学を研鑽してきた最澄に還学生として短期間で学ばせ、可能な限り早く朝廷の仏教政策に貢献させることを意図していたと思われる。

かくして延暦二十二年（八〇三）四月十六日、最澄は第十六次遣唐使とともに難波の津より出港した。しかし、暴風に遭い九州に滞在していた途中四船が散り散りになり、難航しながらも明州鄞県（現・浙江省寧波の東）に上陸したのは延暦二十三年（八〇四・唐貞元二十年）八月頃のことであった。その後、仏隴寺の行滿より天台、台州で禪林寺の脩然より牛頭禅を受け、翌貞元二十一年（八〇五）台州龍興寺において修禪寺の座主道邃より天台、越州龍興寺において泰岳靈巖寺の順晧より密教を受け、天台のみならず密教、禪宗、戒をも携えてその年の七月十五日（『叡山大師伝』には八月二十七日と記す）に帰朝したことが「進官録上表」¹⁷から窺えるが、これがやがて顕・密・禪・戒の「四宗相承」の性質を持つ日本独自の天台宗へと発展していく契機となるものであった。

延暦二十五年（八〇六）正月三日、最澄は「請_下統_上將_レ絶諸宗_上更加_中法華宗_上表一首」を提出し、年分度者について南都六宗に天台宗を加えることを要請した¹⁸。それに対して下された正月二十六日の太政官符には、「天台業二人、一人令_レ讀_二大毗盧遮那經_一、一人令_レ讀_二摩訶止觀_一」、天台業二名のうち一人は『大毗盧遮那經』を読ませ、一人は『摩訶止觀』を読ませ、密教、天台を専攻する僧侶を一名ずつ養成することが規定された。上表文には存在しなかった『大毗盧

『遮那經』專攻の学生が新たに盛り込まれたことから、天皇側には密教部門の設置を望まれていたと思われる。その前年、病氣を得ていた桓武天皇が帰国して間もない最澄に早速毗盧舎那法を行わせているように、²⁰真言密教が歓迎されており、そうした状況の中で天台教学を宗とする方針を転換せざるを得なくなったといえる。しかし、『天台法華宗分得度学生名帳』²¹によると、その後の比叡山の密教教学は厳しい状況に置かれていた。これによると、大同二年（八〇七）から弘仁十年（八一九）の間における二十六名の得度者のうち、弘仁九年（八一八）までの十一年間においては二十四名が得度しており、うち住山者十名の内訳は止観業の学生が七名、遮那業の学生が三名であった。一方、比叡山を去った不住山者の内訳は、養母が二名、巡歴修行一名、死去一名、理由の不明な者四名、そして法相宗相奪が六名であった。このことから、密教部門においては学生を引きつけるような教学体系が整っておらず、叡山における年分度者の制は十分機能していなかったといえる。折しも大同元年（八〇六）十月、共に入唐した空海が師の恵果の入滅により、留学生の就学年限である二十年の滞在予定を繰り上げて最澄より一年四ヶ月遅れて帰国した。自らの専門である天台教学を中心に求法を行った最澄は、密教に関しては船待ちの短時間を利用した僻地における受法であった。一方、空海は最先端の密教教学が興隆していた長安の都で不空の法流を受け継ぐ恵果より約二年間にわたって伝授されており、密教に関していえば両者の差は歴然としていた。還学生という立場では長期にわたり求法することは不可能であるという立場的な相違もあったといえる。東寺藏本の最澄筆『御請来目録』²²は、空海の帰朝後時を待たずに借覧書写し、将来物の内容を具に確認した上で、新しい密教経典の借写を希望するにあたっての参考にしたものと思われる。最澄の将来目録二種、すなわち『伝教大師将来台州録』²³に記された合計百二十部三百四十五卷（『伝教大師将来越州録』²⁴では台州求得を百二十八部とする）のうち密教経典、陀羅尼、曼荼羅はわずか十点余りであり、『越州録』では百二部百十五卷中、密教関係の典籍が三十八部四十四卷であった。その一方、空海の『御請来目録』は二百十六部四百六十一卷のうち新訳密教経

典が過半数を占めている。その後最澄は次々と将来經典の借覧を行うものの、密教に対する態度の相違が生じ、最澄の高弟泰範が高雄へ去り、さらに最澄が弘仁七年（八一六）『依憑天台集』⁽²⁵⁾において「新来真言家、即泯筆授之相承、」空海は筆授の相承を滅ぼしたと批難するほどになった。『伝教大師消息』⁽²⁶⁾によると、これ以降両者の書状を介した交流は途絶え、以後密教部門の充実を図ることは困難になっていったと思われる。しかし、一度許可を得た遮那業を廃止するわけにもいかず、日本天台宗は密教を専門とする真言宗とは異なる新たな問題、すなわち密教の導入により顕密二教の狭間で密教部門の典籍の不足や教学面での理解不足など慢性的な問題を抱えることとなった。

2 円仁の入唐

このような課題を引き継ぎ、最澄の後に続いて入唐したのが円仁であった。以下、『慈覚大師伝』⁽²⁷⁾に基づきその動向を簡略に追っていく。延暦十三年（七九四）、下野国の豪族壬生氏の家に生まれた円仁は、大慈寺の鑑真第三代弟子であった広智の下での修行を終え、大同三年（八〇八）、十五歳の時広智に伴われて比叡山に登り、最澄に師事して止観の法を学んだ。円仁もまた弘仁五年（八一四）の年分度者における止観業の学生であり、弘仁七年（八一六）には東大寺において具足戒を受けている。翌年の弘仁八年（八一七）三月、最澄に随い東国に赴き、上野国緑野寺において最澄より伝法灌頂、大慈寺で円頓菩薩戒を受けた。なお、『叡山大師伝』によると、最澄は弘仁九年（八一八）三月、東大寺で受けた小乗戒を捨て南都仏教からの独立を意味する、比叡山に大乘菩薩戒の戒壇を設立することを宣言した。しかし、この大乘戒壇設立に勅が下されたのは最澄示寂後一週間が経過した弘仁十三年（八二二）六月十一日のことであった。

生前、死期の迫った最澄は、入唐の際訳語として伴った義真に天台宗附嘱の書⁽²⁸⁾を宛て、そこに院内のことを執行す

る一員として円仁の名を挙げています。また、「授_二慈覚大師_一付法文²⁹⁾」によると、円仁一人に対して「一心三観」を授けており、これらの点からして円仁に対する信頼の大きさが窺える。その後、円仁は最澄の「請_レ立_三大乘戒_一表³⁰⁾」に見える「住山修学、十二年、」の言葉に従い十二年の籠山に入ったが、後に衆僧からの要請により山外での弘伝、東北巡錫と精力的な活動を行っていった。

円仁が入唐する契機となったのは、承和二年（八三五）、天台請益僧に任命されたことによる。折しも天長十年（八三三）から、身体の不調により三年間の横川蟄居に入っていたと『慈覚大師伝』は伝えている。その入唐を後押ししたのは最澄門下の一人であり、その前年に第二代天台座主となっていた円澄であった。『元亨釈書』円澄伝³¹⁾によると、承和四年十月二十六日、告_二弟子慧亮_一曰、先師往年語曰、我婦朝之時、白_二国清寺座主大衆_一曰、婦_二本国_一後、常遣_二請益留学二僧_一請_二決_三円教深旨_一、我滅後、汝宜_二撰_レ人跨_レ海、我承_二遺命_一顧_二三門属_一、未_レ得_二其人_一、唯楞嚴院禪師可_レ充_二此任_一、故我勸_二此人_一入唐請益、我命在_二今夜_一、不_レ待_二此人_一為_二深恨_一耳、今以_二請益大徳所_レ置三十余条疑問并伝法記草、雜書等_一託_レ汝、須_二彼禪師帰朝_一、必受_二諮決_一、是我懇志也、とあり、我が滅後、人選を行い請益と留学との二僧を唐に派遣し、円教の深旨を諮決させよとの最澄の遺命を受けた円澄は、適任者を楞嚴院禪師、すなわち円仁のみであると定め、「三十余条の疑問」及び「伝法記草、雜書等」を円仁に託したのである。この「三十余条の疑問」は、『唐決集³²⁾』に「円澄疑問三十問」として収められ、その内容は「遮那業」すなわち密教教学に関するものであったが、具体的には、最澄が打ち出した円密一致思想の根幹に関わる『法華経』と『大日経』との関係を問うたものなどきわめて重要な質問集であり、当時の天台教団が抱えていた疑問を如実に反映したものである。

このように、円仁入唐の背景には延暦寺における教学上の疑問解決という問題が横たわっており、それは大陸の高僧

に直接尋ねなければ解決することのできない大きな疑問であった。それに加えて、天台典籍の求得と真言宗に対抗する限りの仏典入手、師匠からの受法を自身の課題としていたと考えられる。

3 二目録の撰述背景

入唐求法を経た円仁による仏典目録三種は、唐開成四年（八三九・承和六年）四月二十日に作成された『承和五年目録』、承和七年（八四〇）正月十九日の日付が記された『在唐送進録』、承和十四年（八四七）十二月に作成された『新求目録』である。前者の二目録はともに揚州求得の一覧であり、全体的に類似した内容を持つが、『在唐送進録』は三綱の署名から、延暦寺にて作成されたものであることが分かる。加えて、経典の内容に一部相違する点が見られるなど、二種の目録作成過程に疑問が残る。『新求目録』は総目録としての性質を帯びたものであり、揚州・五台山・長安での求得を記しているため、上記の二目録の内容をほぼ含んでいるが、わずかに記載されていない書目も存在する。これら三目録の關係性を整理する前に、本稿では『承和五年目録』と『在唐送進録』の作成過程を整理するため、円仁の足取りを追いながら撰述背景を探っていく。

承和三年（八三六）五月十三日、難波津から乗船した遣唐使一行は翌日出港した³³。ところが、十八日暴風雨に見舞われ、摂津国輸田泊に避難したものの、第一船と第二船は肥前国に漂着し、第三船は遭難した。その後、承和四年（八三七）七月、二度目の渡航も失敗に終わり、円仁が揚州海陵県に上陸したのは承和五年（八三八・唐開成三年）七月二日のことであった。以下、『行記』に基づいて円仁の行動を追っていくと、八月四日、揚州大都督府からの滞在先に関する質問書を得た円仁は、「還学僧円仁、右請_レ往_二台州国清寺_一、尋_レ師決_レ疑、若彼州无_レ師、更赴_二上都_一、兼経_二過諸州_一」と返答しており、天台山国清寺における「三十余条の疑問」の解決を入唐の第一の目的に掲げ、もし台州に師がない

場合長安に赴くことを希望している。しかし、台州国清寺行きは難航し、唐政府の勅許を待つものの、翌開成四年（八三九）二月八日、長安の遣唐判官長岑宿禰高名から受け取った書状には、「対見天子之日、殊重面陳、亦不蒙許、仍深憂悵者、」とあり、遣唐大使藤原常嗣が皇帝に申し開きを行ったものの勅許が下りなかつたと述べられている。なお、円仁はこの間開元寺での僧らへの供養や仏教典籍の蒐集など慌ただしく活動している。『承和五年目録』の巻末には、

去承和五年八月、到大唐揚州大都督府、巡歴城内諸寺、写取如前、爰終南山宗叡和尚学邁先達、悟究幽致、能解梵漢、妙閑悉曇之音、（中略）又逢大唐内供奉誓弘阿闍梨付法弟子全雅阿闍梨、諮稟秘法、和尚感乎遠誠、付以秘要、遂乃囑授念誦法門、并胎藏金剛兩部曼荼羅諸壇樣等、

と記しており、揚州内の諸寺を巡り經典を書写し終南山の宗叡から悉曇を学び、全雅阿闍梨より金剛界の秘法を受け、經典・胎藏金剛兩部曼荼羅・諸尊壇樣などを得ていることが分かる。

さて、『承和五年目録』と『在唐送進録』はいづつ、どのような状況で作成されたのだろうか。この点は石田尚豊氏³⁵、高橋聖氏の論考があるが、本稿ではそれらを検討しながら『行記』の記述に基づき円仁の足取りと行動背景を再確認し、詳細に検討していきたい。

二月十七日、帰国が決定した遣唐使一行は官私の雑物を船に積み込んだ。十八日、円仁は揚州開元寺を後にし楚州を目指して十九日に乗船し、二十四日楚州城に到着した。その際、面会した常嗣から台州行き申請結果を聞かされている。それによると、円仁の天台山行きと船の修理を皇帝に上奏したものの、遣唐使らが帰国する日は間近であるが、揚州から天台山行って戻る日数を数ええると、大使らの出航日に間に合わないとの理由で台州行きを許可されず、後日再度奏上したが許しを蒙ることはできなかったという。二十五日、ともに入唐した真言請益僧円行から、留学僧円載のみ

が台州行きを許可されたことを聞かされている。二十六日には全雅が円仁を追って楚州まで来ており、曼茶羅作画指導を行ったと考えられる。二十七日には円澄より預かった「寺家未決」三十余条、「修禅院未決」を円載に託している。

この日、監国信（朝貢物管理官）である春道宿禰永蔵より聞かされたことは、大使が円仁の台州行きを三、四度申請したもののついに許可されなかつたということであつた。⁽⁸⁾ 全雅所有の胎藏曼茶羅一鋪五幅を描き終えた三月五日、

又縁_三求法難_レ遂_、可_レ留_三住唐国_一之状_二献_三大使相公_一、具状在_レ別、相公報宣云、如要_三留住_一、是為_三仏道_一、不_三敢違_レ意、要_レ住即留、但此国之政極峻、官家知聞、便道_三違勅之罪_一、有_三擾惱_一歟、但能思量耳云々、

と述べている。すなわち、求法が遂げ難いままであるので唐国に留住したいとの書状を藤原常嗣に提出した円仁に対して、常嗣は留まりたいのなら留まれば良いが、唐の行政は極めて厳しいため、役人がこれを知れば違勅の罪に問われ、悩むことになるためよく考えるようにと答えている。その直後の記事である三月十七日条では、隨身物を第二船に運び込んだ後、遣唐使一行の一員であり新羅人の通訳であつた金正南に留住の方便を囑らせたものの、未だに結論が出ていないと述べており、常嗣の返答により留住を決意したものと思われる。三月二十二日早朝には、沙金大二両と腰帯一つを新羅人通訳劉慎言に与えており、留住工作に対する返礼であると思われる。円仁は第二船に乗船し、二十三日の夕方、唐人より「第二船、便以_三今月十四日_一、発_レ自_三海州東海県_一、」第二船が三月十四日に海州東海県を出発したと耳にしており、当初副使に任命されたものの、乗船を拒否した小野篁の乗るはずであつた入唐第二船がいまだに到着していないことが分かる。同日の夜には「夜頭、請益僧送_三延曆寺_一消息一通分_三付大使兼從江博士粟田家継_一、」とある。すなわち、延曆寺に送る手紙一通を第二船に乗船していた大使の從者兼絵師であつた粟田家継に託しているのである。この手紙がどのようなものであつたかという点は従来論考でも諸説があるが、石田尚豊氏は、これを『在唐送進録』の末尾に記された「右得_三請益伝灯法師位円仁書_一稱」に見える円仁の書であると見做し、その内容は急遽作り上げた内訳書及び

大陸留住を決めたいきさつを含めた消息であるとしている。一方、高橋聖氏は石田氏の説に疑問を呈し、円仁の書とは別物であるという見方をし、円仁の書は七月に入ってから渡されたものであるという見解を提示している。『在唐送信録』の末尾には、この後求得の法門の散逸を戒め、「但其目録先附^二第二船粟田録事^一者」とある。つまり、消息一通を託す前に粟田録事へ目録を渡したはずであり、この時点で粟田録事に目録を託したという話は成立しない。石田氏の説は、高橋氏が述べるように第二船に乗る粟田家継と第二船の粟田録事を混同していると考えられる。先述の通り、第二船は第一船より一足遅れて上陸し、その後も別行動をとり続けていたため、三月二十三日時点では円仁はまだ粟田録事には会っていないことから、円仁の書を渡していないことは明白である。粟田家継に分付した「消息」の内容について高橋氏は言及していないが、石田氏の述べるように大陸留住を決めたいきさつなどが記された書簡であったと考えるのが妥当ではないかと考えられる。おそらくそこには、目指している求法が達成していないため、遣唐使一行と共に帰国できない旨が記されていたのではないかと思われる。開成四年（八三九）正月三日条に、「令^三大使兼従粟田家継^一写取^一、无^二一虧謬^一」とあるように、粟田家継は揚州開元寺において南岳・天台大師影を正確に写し取っているなど、円仁の信頼が少なからずあつたと思われ、そうした重要な書簡を託すに適した人物とみなしたと推測される。

三月二十四日の夜に進発した船は、二十九日東海東海山の東付近に停泊後、四月一日、円載から預かった比叡山への音信四通、黒角如意一柄を第二船の船頭長岑宿禰に委託している。二日風向きが変わり、長岑宿禰がこのまま新羅国の真西に当たる大珠山に向かったならば、賊地に入ることになるため災禍は測り難くこの地から渡海すべきだと主張している。しかし、その通りになれば円仁も共に帰国することになる。九船のうち五船はこの案に賛同し、円仁に理解を示していた常嗣は当初これに反対していたものの、結局第二、三、五、七、九船はここから渡海するよう通達した。三日、金正南より第六船か第八船に乗るようにとの書状を受け取った円仁は四日、弟子僧惟正・惟暁、従者丁雄満とともに

に第八船に移っている。五日、第一船から出された牒には、「第一・四・六・八等船、為_レ換_二作船調度_一先擬_下往_二密州界_一、修_二理船_一、從_レ彼過海_上」とあり、第一、四、六、八船はまず密州にて船の修理を行った後渡海することが決定し、円仁は、「請益僧、先在_二楚州_一与_二新羅訳語金正南_一共、謀_下到_二密州界_一留_二住人家_一、朝貢船發隱居_二山裏_一、便向_二天台_一、兼住_上長安_一、節_下不_レ逆_二斯謀_一、」すなわち、楚州にて金正南と密州に上陸して人家に宿泊し、遣唐使船が日本に向けて出発した後山中に隠れ、天台山、長安へ向かうことを計画したと述べている。しかし、順風は連日変わらぬ、大使の乗る第一船も出発しようとした。そこで円仁は「所_二求得_一法門一籠、両部曼荼羅・壇様等盛皮大箱一合」、「隨身物」を第八船船頭の伴宿禰管雄（須賀雄）に託して遣唐使一行と別れた。この点は『新求目錄』揚州の部の末尾にも「先寄_二付使_一下准判官伴宿禰管雄_一」と記されている。その後、惟正・惟暁、丁雄満とともに岸に上がった円仁は、遭遇した新羅人の船乗りらからここにいる理由を問われ、我々は密州より来た新羅人である旨を告げ、彼らを海賊と思い殺害されることを恐れて携帯品・食物を全て与えた。そして、彼らの案内で宿城村の新羅人の家へ赴き、「新羅僧慶元、恵溢、敬惠等」と名乗って便船に乗って来たと述べている様子は、先程の留住工作によりこのような事態を想定していたと思われる。しかし、言語の違いから日本の朝貢使の一員であることを見抜かれ、官憲の取り調べを受けた円仁は、方便として腹痛と脚気を患い野宿している間に遣唐使船が出港したと告げている。なお、この時申告した隨身物は「帔衣服鉢盃銅鏡文書澡瓶及錢七百余笠子」とあり、高橋氏も指摘するように、憶測に過ぎないが「文書」の中に目録の草稿が含まれていたということもあり得る。

四月八日条には、

僧等為_レ求_二仏法_一起_二謀數度_一、未遂_二斯意_一、臨_二歸国時_一苦設_二留却之謀事_一亦不_レ応、遂彼探覓也、左右尽_レ議不_レ可_レ得_レ留、官家嚴檢不_レ免一介、仍擬_下駕_二第二船_一帰_上本国_一、先在_二揚楚_一、揚州覓得法門并諸資物留在_二第八船_一、臨_二留

却二所レ將隨身之物從三胡洪島三至レ州之会、並皆与レ他、空手駕レ船但増三歎息、是皆為レ未レ遂三求法二耳、と綴っている。数度の留住工作は失敗に終わり、官憲の取り調べにより本国に向かうことになった今、揚州にて求得の品は第八船にあり、隨身物でさえ新羅人らに与え求法を遂げられず嘆息するばかりであった。十日、粟田録事の乗る第二船に乗船し、十八日には帰国し諸願を果たすため卜部に祈禱を行わせており、完全に残留を諦めている。『承和五年目録』の奥書には、「大唐開成四年歲次己未四月二十日 天台宗請益伝灯法師位円仁録」と見えており、山東半島を北上中の船に揺られながらこの目録を作成したことが分かる。しかし、先述のようにこの時手許に経典類はなく、百数十部の書目の部数まで詳細に記すことは不可能であり、『承和五年目録』作成の経緯には疑問が残る。また、それはいつ遣唐使船に託されたのであろうか。同じく揚州求得の一覽を記した『在唐送進録』が作成された理由も合わせて見ていきたい。

この『承和五年目録』は八帙で構成された『在唐送進録』に対して経典が部類別にまとめられており、十四帙と細分化された構成となっている。石田氏によって祖本の存在が推測されているが、乗船する前の楚州において本目録のメモのようなものが作られ、円仁自ら携帯するなど何らかの形で第二船に載せられていたと考えるほかはないようである。当初の予定では天台山巡礼を終えた段階で作成するつもりであったものの、帰国せざるを得ない展開となり急遽船上という不安定な場での作成を思い立ったのであろう。このことから、帰国の前に朝廷への報告書としての目録の作成が必要とされていたことが窺える^⑩。経典類を載せた船が難破する可能性もあり、万が一の事態に備えて天台教団への報告のためにも求法の証拠を残しておく必要があったと思われる。しかし、『行記』の二十日条では目録については触れず、小舟に乗った新羅人から聞いた張宝高^⑪(?—八四一)の新羅国の討伐についての情報を書き留めている。清海鎮の任にあった張宝高は、新羅・唐と日本の間で海上交易を行い、後に円仁の滞在を支援している。『行記』開成五年(八四

○) 二月十七日条によると、円仁は入唐前筑前権守小野末嗣による張宝高への紹介状を持参したものの、渡航失敗の際書簡は波に吞まれており、張宝高の動靜を耳にして留住に對する希望を抱いたと思われる。二十九日に新羅人通訳の道玄らと相談し、「留住之事可_レ穩便_二」と述べていることから、この九日間て再び留住を考えたようである。五月一日、邵村勾当(村長)の王訓に邵村滞在の可否を尋ねて快諾を得ており、十六日には留住の状を林大使すなわち張宝高宅に送っている。しかし、三十日、第二船に乗船する遣唐使に留住を求めたものの許可が得られず、六月一日に解船を請うものの許可が下りることはなかった。四日船は進発し、七日に文登県清寧郷赤山村の東側に停泊した。この山裏にある赤山法華院は張宝高が建立し管理する寺院であり、冬は『法華經』、夏は『金光明經』を講じていた。八日、円仁は從者らとともに赤山法華院に登り、九日には粟田録事、新羅人通事道玄らも一夜宿泊している。再び張宝高の動向を耳にした後の二十九日、道玄と留住について相談しており、風雨が止むのを待ち停泊する第二船に對し、赤山法華院に滞留することを工作したと考えられる。七月十四日の朝に岸边で粟田録事らと別れており、おそらくこの時に円仁の赤山残留工作は遂行されたと見ることができよう。高橋氏はこの時に『承和五年目録』を渡したと推定しているが、目録を託したという記述は『行記』には見られない。第二船に乗船した四月十日から六月九日までの間、船上にて行動を共にしており、必ずしも十四日に『承和五年目録』を託したと断言はできない。目録を作成した四月二十日から七月十四日の間で粟田録事と接触した日のいづれかに託したのであろう。

しかし、七月十六日条には「早朝、從_二山院_一下、在_レ路聞_二入_レ導_一、船船昨日発去、到_二泊船処_一、覓_レ船不見、暫住_二岸頭_一、赤山院衆僧共來慰問、」とあり、山院より下りると第二船が昨夜出港したとの情報を耳にし、船着き場に往くとその姿は見えず、しばらく岸頭に留まった後赤山院の衆僧に慰問されたと述べている。二十一日、大使以下九隻の船が赤山浦に停泊し、常嗣の遣わした粟田家継らが円仁に第二船の遭難について尋ねている。高橋氏はこの日、第二船が無事

帰国できるかどうか不透明になった以上、『在唐送進録』に見える円仁の書を粟田家継に託したのではないかとしている。粟田家継との接触はこの日が最後であり、『在唐送進録』に「其目録先附第二船粟田録事」とある以上、二十一日と考えるのが妥当である。しかし、この点に関して円仁は『行記』においては触れておらず、先程の『承和五年目録』を託した件と合わせて些か疑問は拭えない⁽⁴²⁾。円仁の書の内容は、『在唐送進録』に窺えるように「別物」の法門類の内容を記し開封を戒め、先に『承和五年目録』を遭難した第二船に乗る粟田録事に託した点に加えて、本来ともにあべき經典類と目録が別便にあり、自らは唐国に滞留する旨を書き記したかと思われる。

さて、円仁将来の經典類を載せた第八船と比叡山への書簡と円仁の書を載せたと思われる第二船は、約一ヶ月後の八月十九日、日本に到着した⁽⁴³⁾。延暦寺の僧等は届けられた円仁の書に記された言葉を守り、皮箱に入った經典類をすぐに開封することはなかった。しかし、『承和五年目録』を載せた第二船は翌年になっても帰還する見込みがなかったため、承和七年（八四〇）一月十九日に延暦寺側で中身を点検して作成した目録が『在唐送進録』である。このため、『在唐送進録』は円仁が荷造りをした状態で書き留められることになり、荷造りする以前に記したと思われる祖本を元にした『承和五年目録』と配列が異なっている。『承和五年目録』を載せた第二船はその後遭難し、南方漂着を経て同年四月八日に第一陣、六月十八日に第二陣が帰還している⁽⁴⁴⁾。そして、残る『新求目録』であるが、末尾に「承和十四年月日入唐天台宗請益伝灯法師位円仁上」と記されており、承和十四年（八四七）、五台山・長安での長期にわたる求法を終え、九月十九日太宰府鴻臚館に入り、十二月までの間、求法の成果を全て整理した総目録として作成されたものであった。十月十九日に下された円仁らの帰京を促す太政官符に対してしばし太宰府に留まったのは、大山寺の竈門大神など諸社神への奉謝の転読もさることながら、經典類の整理と『新求目録』作成の時間に費やしたと思われる。十一月七日には叡山より三名の僧侶が到来しているが、手許にある長安、五台山求得分を先に記してから、延暦寺より『承和五年目

『録』か、それに相当する目録を持参させ、『新求目録』の最後に揚州の部を書き加えた可能性も考えられる。本来なら揚州より滞在の順に記していくはずであるが、あえて新しく入手した順に記しているのはこのような理由であり、「新求」の語が意味するところではないかと考えられる。

おわりに

円仁入唐の背景には、先師最澄の頃から比叡山に課題として蓄積されていた天台教学と真言密教との間における疑問の解決、不足する經典類の將來などが問題として横たわっていた。天台請益僧に選出されて入唐した後、最澄の赴いた天台山国清寺行きを目指して揚州に滞在するものの勅許が下りず、揚州にて天台、密教関係典籍などを可能な限り求めた後、開成四年（八三九）二月二十一日、帰国が決定した遣唐使とともに揚州を後にした。二十四日楚州にて大使藤原常嗣より改めて台州行きの勅許が下されなかつた件を知らされ、二十六日全雅より曼荼羅作画指導を受けて三月二日に完成させ、この間再度留住を思案していたと思われる。常嗣に「可三留住一状」を提出した五日から乗船前夜の十六日の間、違勅の罪を蒙つても留住する決意を固めた円仁は、求得の法門類を調べて目録の祖本を作成した上で積載に適した形に編成し、十七日第二船に運び込んだ。二十二日第二船に乗り、劉慎言との残留工作がまとまった翌日の二十三日、粟田家継に台州へ赴くため留住する旨を記したと思われる延暦寺宛の消息を渡したが、四月二日、急遽東海山から渡海することが決定し、意を決して荷物を第八船に残して自らは下船した。しかし、十日県役人の指示により第二船に乗船した円仁は、携帯していたと思われる目録の祖本に基づき、山東半島を北上中の船上で『承和五年目録』を清書し、二十日に完成させた。そして、赤山上陸後の七月十四日に至るまでの間、粟田録事に『承和五年目録』を託したが、十六日の朝第二船が昨夜出港したことを知った円仁は、遣唐使九隻が赤山浦に停泊した二十一日、赤山法華院を訪ねて

きた第二船の粟田家継に対して『承和五年目録』が第二船粟田録事に託してあり、開封を禁じた經典類の内訳と、経巻類は別便にあり、自らは大陸に留住することを記した円仁の書を渡したかと思われる。そして經典類と書簡は約一ヶ月後に日本へ届けられ、『承和五年目録』は翌年延暦寺に到着したのであった。

七月二十三日、円仁は「早朝山頭望^三見泊船処^二九隻船並不^レ見、便知、夜頭同発、」と全ての遣唐使船が昨夜出航したことを綴っている。この後円仁は赤山法華院に八ヶ月間滞在し、翌開成五年（八四〇）二月赤山を後にし、五台山で一夏を過ごした後長安への旅に出ているが、これに關しては『新求目録』に記載された将来物の内容分析と合わせて稿を改めたい。

註

- (1) 『大正新修大藏經』第五十五卷（大正新修大藏經刊行会、一九七七年）No.二二六五・一〇七四頁。
- (2) 『大正新修大藏經』第五十五卷（大正新修大藏經刊行会、一九七七年）No.二二六六・一〇七六頁。
- (3) 『大正新修大藏經』第五十五卷（大正新修大藏經刊行会、一九七七年）No.二二六七・一〇七八頁。
- (4) 各地域における求得品の総数を合わせてもこの数にはならない。『新求目録』の諸本に記載された書目のうち、重複分を除いて数えると、実際にはおよそ七百卷余りをもたらしている。

(5) 足立喜六訳注、塩入良道補注『入唐求法巡礼行記』一（平凡社、一九七〇年）。『入唐求法巡礼行記』には諸本が存在しており、各々の訳注本にも文字の異同が多く見られるが、本稿では大正十五年に東洋文庫より出版された東寺観智院

所蔵の影印本に依拠した〔足塩本〕の記載に基づいた。なお、参考として小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』第一—四卷（鈴木学術財団、一九六四年—一九六九年）〔小野本〕、小野本に依拠した深谷憲一訳『入唐求法巡礼行記』（中公文庫、一九九〇年）〔深谷本〕を使用した。

(6) 千田孝明「円仁入唐求法の方法について」〔鈴木靖民編『円仁とその時代』高志書院、二〇〇九年〕。

(7) 渋谷慈鑑編『天台座主記』（比叡山延暦寺開創記念事務局、一九三五年）。

(8) 比叡山専修院附属叡山学院編『伝教大師全集』第五卷（日本仏書刊行会、一九六八年）附録五—六頁。

(9) 比叡山専修院附属叡山学院編『伝教大師全集』第一卷（日本仏書刊行会、一九六六年）二頁。

於_レ是、愚中極愚、狂中極狂、塵禿有情、底下最澄、上違_二於諸仏_一、中背_二於皇法_一、下闕_二於孝礼_一、

(10) 『智証大師全集』第二（高楠順次郎、望月信亨編『大日本仏教全書』第二十六卷 有精堂出版部、一九七八年）七〇—頁。

(11) 前掲書八、附録『叡山大師伝』十一頁。

(12) 桓武天皇の南都に対する仏教政策の例として、『続日本紀』延暦四年五月二十五日条の

勅曰、出家之人本事_二行道_一、今見_二衆僧_一、多乖_二法旨_一、或私定_二檀越_一、出_二入閭巷_一、或誣_二称仏験_一、誑_二誤愚民_一、非_二唯比丘之不_レ慎_二教律_一、抑是所司之不_レ勤_二捉溺_一也、不_レ加_二嚴禁_一、何整_二緇徒_一、自_レ今以後、如有_二此類_一、擯_二出_二外

国_一、安_二置_二定額寺_一、

などが見られる。

(13) 前掲書八、附録『叡山大師伝』十一—十二頁。

(14) 前掲書八、附録「入唐勅宣 尺書資治表」一〇七頁。

- (15) 『日本紀略』延暦二十二年四月二十三日条。
- (16) 脩然からの受法については『叡山大師伝』に見えず、前掲書九「内証仏法相承血脈譜」二二四頁に最澄自ら「大唐国台州唐興県天台山禅林寺僧脩然、伝授天竺大唐二国付法血脈、并達磨付法牛頭山法門等、頂戴持来安叡山藏」と記している。
- (17) 比叡山専修院附属叡山学院編『伝教大師全集』第四卷（日本仏書刊行会、一九六七年）三五〇頁。また、前掲書九『顕戒論縁起』『進経疏等』表一首「二八二頁にも同様の記述がある。
- (18) 前掲書九『天台法華宗年分縁起』五頁。
- (19) 前掲書九「応レ分定年科度者数并学業」事」七頁。
- (20) 『日本後紀』延暦二十四年九月十七日条。
- (21) 前掲書九、二五〇―二五三頁。
- (22) 『大正新修大藏経』第五十五卷（大正新修大藏経刊行会、一九七七年）No.二二六一・一〇六〇頁。
- (23) 『大正新修大藏経』第五十五卷（大正新修大藏経刊行会、一九七七年）No.二二五九・一〇五五頁。
- (24) 『大正新修大藏経』第五十五卷（大正新修大藏経刊行会、一九七七年）No.二二六〇・一〇五八頁。
- (25) 比叡山専修院附属叡山学院編『伝教大師全集』第三卷（日本仏書刊行会、一九六七年）三四四頁。
- (26) 前掲書八、四四一頁。
- (27) 『続群書類従』第八輯下（続群書類従完成会、一九五八年）。
- (28) 前掲書八、附録『叡山大師伝』四一頁。
- (29) 前掲書八、四二七頁。

- (30) 前掲書九、二四九頁。
- (31) 『元亨釈書』第二、五四頁。
- (32) 日本大藏経編纂会編『日本大藏経』天台宗顕教章疏二（日本大藏経編纂会、一九一四年）三六三頁。唐決の内容に関しては仲尾俊博『日本初期天台の研究』（永田文昌堂、一九七三年）第十章「遮那業と唐決」に詳しい。
- (33) 『続日本後紀』承和三年五月十三日条、五月十四日条。
- (34) 『続日本後紀』承和三年五月十八日条、七月十七日条。
- (35) 『続日本後紀』承和四年七月二十二日条。
- (36) 石田尚豊「円仁の揚州求法について」（『青山史学』八号、一九八四年）。
- (37) 高橋聖「遣唐僧による請来目録作成の意義―円仁の三種の請来目録を中心に―」（『史学研究集録』第二十六号、二〇〇一年）。
- (38) 二月二十七日条は錯簡が多く諸本で記載が一致していない。小野本、深谷本はこの記事を二月二十条に移している。
- (39) 足立氏は前掲書五、二二八頁において「第二船、便以今月十四日」の前に「副使の乗るべきひとの第一船より漂着して海州にあり」との一文を記しており、塩入氏が補注一四三頁で「（一）内の語、諸本になし。原訳は何によれるか不明であるが、補語として原訳を生かす。」としている。
- (40) 前掲論文（37）において、公的に入唐した僧侶には求法の成果を示す報告書としての仏典目録の提出が義務づけられていたことが指摘されている。
- (41) 張宝高に関する記載は、『続日本後紀』承和七年十二月二十七日条、承和九年正月十日条に見え、中国側の史料では『新唐書』新羅伝、朝鮮側の史料では『三国史記』、『東国通鑑』、『三国遺事』に詳しい。

(42) 円仁の書の委託などに関して『行記』に記録されていない背景には、本来円仁の公的な滞在期間は遣唐使の帰国する時、すなわち揚州求法までであり、赤山法華院に登るまで円仁の留住は遣唐使幹部に許可されておらず、違勅の罪に問われかねない状況の中、留住をめぐっての詳細な経緯を記述することを控えた可能性も考えられる。

(43) 『続日本後紀』 承和六年八月二十五日条。

(44) 『続日本後紀』 承和七年四月八日条、六月十八日条。